解体業	許 許可 <i>d</i>	可 更新	申請書
-----	------------------	---------	-----

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

広島県知事様

申請者 〒住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の 許可(許可の更新)を申請します。

事業所の名称及び所在地 名 称 (郵便番号) 所在地 電話番号 事業の用に供する施設の概要 許可番号 (申請中の場合にあっ 他に解体業又は破砕業の許可(他の 都道府県 • 市名 ては、申請年月日) 都道府県のものを含む。)を有してい る場合にあっては、その許可番号(申 請中の場合にあっては、申請年月日) 他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄 許可番号(申請中の場合にあっ 都道府県・市名 ては、申請年月日) 物処理業の許可(他の都道府県のも のを含む。)を有している場合にあっ ては、その許可番号(申請中の場合 にあっては、申請年月日) 解体業を行おうとする事業所以外の 場所で使用済自動車又は解体自動車 の積替え又は保管を行う場合には、 当該場所の所在地、面積及び保管量 の上限

様式第五(2)(第五十五条関係)					
役員の氏名及び住所(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧					
問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役					
又际	はこれらに準ずる者	よ同等以上の支	配力を有するもの。	と認められる者を含む。法人である場合に記入	
する	うこと。)		<u> </u>		
	(ふりた	ぶな)	役職名	住 所	
	氏	名	汉城石	生 力	
令第	55条に規定する使		 住所(当該使用人か	ぶある場合に記入すること。)	
/	(ふりた				
	氏	名	役職名	住 所	
法定	ご代理人の氏名及び	往所(未成年者	であり、かつ、その	法定代理人が個人である場合に記入すること。)	
	(ふりた	ぶな)	企		
	氏	名	住所		
シ ナ ユ					
			代表有の氏名(木)	以午有じめり、かり、その伝足代理人が伝入じ	
める	ら場合に記入するこ	. کی)			
	名 称				
	(ふりがな)				
	代 表 者				
	の氏名				
		(#p/= = = =)			
		(郵便番号)			
	住 所				
			電	話番号	

様式第五(3)(第五十五条関係)					
法定代理人の役員の氏名(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、					
顧問	顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役				
又位	はこれらに準ずる者と同等以上の支	配力を有するもの。	と認められる者を含む。	未成年者であり、かつ、	
その) 法定代理人が法人である場合に記	入すること。)			
	(ふりがな)	Art well to			
	氏 名	役職名	住	所	
	77				
マダイ	□ テ済株式総数の100分の5以上の	<u> </u> 	マスト山次の短の100.	ハのENLの短に扣坐子	
	1資休込総数の100万の3以上の 1資をしている者(法人である場合				
		にわいて、目談体	上人は山頂でしている有	がめるとさに記入するこ	
と。				to to 1 we let by a Mit and 2	
	(ふりがな)	f	主所	保有する株式の数又は	
	氏名又は名称	Į-	± //1	出資の金額	
抽形沙					
1示4	三下未音り 礼戦争役				
	使用済自動車及び解体自動車の				
	保管の方法				
	廃油及び廃液の回収、事業所か				
	らの流出の防止及び保管の方法				
	は田次白動市立は知は白動主の				
	使用済自動車又は解体自動車の				
	解体の方法(指定回収物品及び				
	鉛畜電池等の回収の方法を含				
	む。)				
	油水分離装置及びためます等の				
	管理の方法(これらを設置する				
	場合に限る。)				
	加口(ード) か 0/				
	法田沙百科主卫沙切尔卢利主 。				
	使用済自動車又は解体自動車の				
	解体に伴って生じる廃棄物(解				
	体自動車及び指定回収物品を除				
	く。)の処理の方法				
				·	

様式第五(4)(第五十五条関係)

101-0	31-12 (1) (31-12-13-16-16-16-16-16-16-16-16-16-16-16-16-16-	
	使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管方法	
	使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
	解体業の用に供する施設の保守 点検の方法	
	火災予防上の措置	
$\triangle =$	F数料欄	

備考 1 △の欄は、記入しないこと。

- 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
- 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての 者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付す ること。
- 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。